

商工観光事業の取扱い(その 2)について

商工観光事業の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

商工観光事業の取扱い(その 2)について

- 1 観光関係施設については、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については、合併までに調整する。
- 2 道の駅・里の駅(公設)については、情報発信や交流拠点施設として重要な施設であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、管理運営については、新市において調整する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日確認

大野郡 5 町 2 村合併協議会